

神戸市公告

神戸流通業務団地（神戸流通センター）における流通業務施設用地の買受人の公募を次のとおり行います。

令和5年11月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公募区画

所 在	用途地域	地 目	面 積
神戸市須磨区弥栄台5丁目11番3	準工業地域	宅地	2,250.66 m ²

注 1) 契約は、上記記載面積にて締結します。

2) 公募区画の分割はできません。

3) 建ぺい率は80%、容積率は300%です。

2 公募のしおり・申込用紙の配布

(1) 配布期間

令和5年11月24日（金）から令和6年1月17日（水）まで

（ただし、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く。）

(2) 公募のしおりの配布方法

原則、電子データで配布 ※手渡しでも可

公募のしおりの送付を希望される方は、電子メールにてお申込みください。その際、メールのタイトルは「神戸流通センター 流通業務施設用地 令和5年度（第1回）公募のしおりの送付について」とし、本文に下記の事項を記載してください。

<記載事項>

① 法人名称、部署、担当者名

② 電話番号

③ メールアドレス（データ送付先）

④ 公募のしおりの使用目的

（申込先）メールアドレス：yuchi_kobo@office.city.kobe.lg.jp

※ 申込用紙の配布方法については、公募のしおりをご覧ください。

3 現地見学会

令和5年12月14日（木）午前10時～午前11時

※ 要事前予約。申込み方法等は、公募のしおりをご覧ください。

※ 雨天決行。ただし、荒天の際は変更する場合があります。

4 受付期間・受付方法

(1) 受付期間

令和6年1月4日（木）から令和6年1月17日（水）午後5時まで

（ただし、土日祝日は除く。）

(2) 受付方法

郵送又は持参

5 申込み条件等

(1) 対象事業者

当該区画を買受け、かつ、「流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号、以下「流市法」という。）」第5条第1号から第6号に規定する卸売施設、運輸施設又は倉庫施設等（以下、「流通業務施設」という。）を自ら建設し、経営しようとする事業者が対象となります。なお、対象事業者は、流通業務施設に附帯する施設を自ら経営しようとする

ることも可能です。

(2) 申込者の資格

公募のしおりに定める資格要件を満たす者。

(3) その他の条件

土地利用計画との整合、土地利用上の制限、操業等の義務、権利の譲渡等の制限及び契約の履行等について、公募のしおりに定めるところによります。

6 最低提案価格及び申込価格

(1) 最低提案価格

225,066,000円（1平方メートル当たり100,000円）

(2) 申込価格

(1)の最低提案価格以上とします。

(3) 土地売買代金

土地売買契約は、申込価格を土地売買代金として締結します。

(4) 支払方法

土地売買契約締結の日までに土地売買代金の10%、土地引渡しの日までに土地売買代金の総額の残額をお支払いください。

7 買受人の決定

(1) 買受申込書等提出された資料に基づき、買受人としての資格等の有無について審査します。

(2) (1)の資格審査で買受人としての資格等を有するとされた申込者を対象として、申込価格提案書を開封します。

(3) 複数の事業者からの申込みがある場合は、申込価格提案書に記載された申込価格が最も高い事業者を買受人として決定し、買受人としての資格を有する申込者に結果を通知します。
なお、申込価格提案書において申込価格が同額の場合は、申込価格提案書の開封時に抽選を行い、優先順位を決定します。

(4) 買受人に決定した事業者と契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者を買受人に決定します。

(5) 買受人の決定後に、買受人の都合により契約を辞退した場合は、原則として辞退の日から1年間は、都市局企業誘致課が実施する公募への参加はできません。

8 契約の締結

契約は、令和6年3月29日（金）までに公正証書により締結していただきます。契約締結後、神戸市のホームページで公募結果の公表を行います。公表する項目は、件名、公募区画、買受人事業者名、土地売買価格とします。

9 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金及びその他本市に支払う金銭が完納された後、現地立会いの上、現状有姿で土地引渡書により行います。

10 その他

公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。